

食品安全モニターからの報告（１６年３月分）について

食品安全モニターから３月中に、１２３件の報告がありました。

報告内容

< 意見等（一般報告） >

・ 食品安全委員会活動一般関係	14件
・ リスクコミュニケーション関係	6件
・ BSE関係	6件
・ 鳥インフルエンザ関係	26件
・ 食品添加物関係	4件
・ 輸入食品関係	2件
・ 農薬関係	2件
・ 動物用医薬品等関係	2件
・ 遺伝子組換え食品関係	3件
・ 食品衛生管理関係	5件
・ 食品表示関係	15件
・ 容器・包装関係	4件
・ トレーサビリティ関係	4件
・ その他	21件

< 情報提供 >

・ 自治体の取組み等	9件
------------	----

（注）複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

1. 食品安全委員会活動一般関係

○ 食品安全基本法のPRについて

食品安全基本法の施行後半年経過、未だ一般国民の理解度がかなり低い。特に地方都市での中小食品企業のトップの人でも「知らない」、「理解がなされていない」のが現状。早急なPRを望む。特に、民間レベルのトップや管理職層のPRの指導が至急必要です。

(青森県 男性)

○ 食品安全委員会の委員の新聞記事について

食品安全委員会委員の鳥インフルエンザについてのコメントが、新聞の家庭欄に掲載されたことをとても好ましく思う。これからも、もっともっと報道や広報の場に、安全委員会が発言の機会を設けて、国民に委員会の存在をアピールして欲しい。

(福島県 女性)

○ 「食の安全・安心」の基本知識を理解するための広報活動を

「食の安全・安心」を国民全体が正しく理解するために、地域の広報活動を紹介するとともに、情報格差をなくすための方策を食品安全委員会に期待します。

(北海道 女性)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全基本法や食品安全委員会の活動、食品の安全性などについて、国民の皆様には知識と理解を深めていただくことは重要であり、委員会のホームページをはじめとして様々な媒体や機会を通じて、情報の提供に努めているところであります。

具体的には、昨年7月の委員会の発足以来、食品安全基本法や委員会の役割などについてのパンフレットやリーフレットを作成し、配布するなど、その広報に取り組んでまいりました。また、食品の安全性に関する基本的な知識を習得していただく一助とするため、「食品の安全性に関する用語集」を作成したところです。

こうした情報提供とともに、消費者や事業者など幅広い関係者との情報や意見の交換にも積極的に取り組んでおります。全国各地で意見交換会（関係行政機関と連携して昨年7月から本年3月末までに30回開催）や食品安全モニター会議（平成15年度は7回開催）等を開催し、地域の方との情報や意見の交換にも注力しています。

また、地方自治体の方を対象に全国食品安全連絡会議を開催し、食品の安全に係る先駆的な自治体取組などについて情報の共有化にも努めております。

今後とも、ご指摘の点なども踏まえながら、食品安全委員会の取組や食品の安全性に関する情報を正確かつ分かりやすく提供するよう努めてまいります。

○ **食品安全モニターとしてもっとできることについて**

食の安全については、さまざまな問題があり、国民ひとりひとりが不安を感じています。モニターが市民とのパイプ役としての役割を果たすことができるよう、食の安全に関する資料を送っていただくことで必要な情報を市民の手に届くようにしていただきたい。

(栃木県 女性)

○ **モニターとしての調査の必要性**

食品の表示、鳥インフルエンザ等一般消費者にとって不安なことが多い。そのためにも、食品安全モニターの活動としての食の安全性に関する調査を増やす必要性を強く感じます。また、個人でも変だな、と思ったら、店側、食品安全機関に連絡することも必要だと思います。

(愛知県 女性)

○ **食品安全委員会モニター会議に出席して感じたこと**

モニターの活動を通して、食品の安全に対する意識がますます高まった。委員会のリスク評価、関係行政機関が行う施策の実施状況に注目しながら、これからの情報提供や意見を通じて委員会へのサポートに力を注ぎたい。

(福岡県 男性)

○ **食品安全モニターをふり返って**

食の安全に関する問題が多々山積していますが、食品安全委員会のますますの充実、発展を心から望みます。また、私たち消費者も努力しなければ問題を解決することはできない。その意味でも、重要な役割の一翼を担っていると認識しなければならないと思います。

(愛知県 女性)

【**食品安全委員会からのコメント**】

平成15年度の食品安全モニターの方々には、昨年9月からの7ヶ月の間、食の安全性に関する意識調査へのご協力、食品安全行政に関する意見等の各種報告、食品安全モニター会議への参加等を通じて積極的に活動いただきました。

食品安全基本法においても、消費者の役割として、「食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす」とされており。特に、食品安全モニターの方々には、これらの役割を十分果たしていただくとともに、ご指摘にもありますように、地域コミュニティなどにおいてリスクコミュニケーションの一翼を適切に担っていただくことも期待しているところです。

委員会としても、15年度におきましては、全国各地で食品安全モニター会議を開催し、委員会の活動やリスク評価などについて理解を深めていただくとともに、食品の安全性に関する情報の提供に努めてきたところです。

また、モニターから随時、多岐にわたり、様々なご意見をいただきました。これらにつきましては、リスク管理に関わるものについては関係行政機関に送付するとともに、委員会及び関係行政機関からのコメントを適宜付した上でホームペ

ージに掲載してきたところです。

16年度におきましても、ご指摘の点なども踏まえながら、より適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

○ **危害情報範囲の明確化**

危害情報に関しては「危害情報を入手次第、速やかに報告」とあるが、発生期間を大幅に過ぎたものや発生状況について不明な部分があるもの、本人の了解の有無等が問題となる個人情報の取り扱いについても「モニターの手引き」で具体的に明確にすべきだ。

（青森県 男性）

【**食品安全委員会からのコメント**】

食品安全モニターの活動の一つとして、食品の安全性に関する危害情報を入手した場合は、速やかに事務局に報告いただくことをお願いしております。

危害情報としての報告は、国民の生命又は健康に被害が生じ、又は生じるおそれのある食品の安全性に関する情報等を想定しておりますが、いずれにしても、判断に迷われた場合や、具体的な内容などで不明な点がある場合は、お問い合わせ下さい。

○ **モニター会議に出席して**

過日、名古屋でモニター会議が開催され、貴重な体験を得ました。食品安全委員会の役割についてですが、緊急時の「関係各省への迅速な対応要請」に止まることなく、もうひとランク上と思われる「指導」までに引き上げられないものでしょうか。

（富山県 男性）

【**食品安全委員会からのコメント**】

食品安全委員会は、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省）と連携して、政府一体となった緊急時対応の在り方として「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」を定めています。

そのなかで、食品安全担当大臣は、緊急事態の発生に際し、委員会からの報告等に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には、適切に緊急対策本部を設置し、政府一体となって危害の拡大や再発の防止を図ることとしています。

また、食品安全委員会及びリスク管理機関においても、緊急事態等が発生した場合において迅速な初動体制がとれるよう、平時より、情報交換等の緊密な連携を図っているところであり、適切な対応が可能な体制整備を行っております。

さらに、食品安全委員会は、緊急事態等に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告等を行うこととしております。

こうした一連の取組みによって、緊急事態が発生した際にも、政府一体となった適切な対処がとれるよう努めているところであります。

<その他>

その他、食品安全委員会に対して、以下の意見がありました。食品安全委員会においては、今後とも適正なリスク評価を実施していくよう引き続き努めていくこととしております。

また、関係行政機関に対しても、リスク管理の適切な実施に資するため、当該意見についても回付しております。

なお、政府全体として、消費者に信頼される食の安全の確保に一層の努力をしてまいります。

○ 食品安全委員会の地位確立を願う

「不正をすれば廃業命令が出る」。この意識が徹底すれば、不正は減るだろうと思う。食品安全委員会が、廃業命令を出せる権限を持った団体としての地位を確立してほしいと思う。

(千葉県 女性)

○ 倫理・理念にまで関わろう

食の安心安全について、企業や個人まかせにしないで、国民の大切な生命の基である食ですので、食品安全委員会が声高に、もっと企業倫理、理念に積極的に関わって指導すべきときが来ていると考えます。

(和歌山県 男性)

○ 食品安全行政は国民の信頼を得られるか

新たな食品安全行政の体制によって、食品安全委員会を中心に食に関するタテ割行政の弊害をなくし、早急に国民の安心につながるよう対応できるはずではなかったか。国民の信頼が得られるよう努力を続けていただきたい。

(東京都 女性)

○ 子どもの食物アレルギーに関する各自治体の反応は

平成4年7月に文部省より「学校給食の手引き」が配布され、その中で食物アレルギーを有する児童生徒の原因食物の把握が示されています。それから10年以上経過していますが、各自治体の調査は進んでいないように思われます。そこで食品安全委員会から各教育委員会に対して働きかけをしてはいかがでしょうか。

(宮城県 男性)

○ 昨今の食料事情について、一考の余地あり

食品安全委員会のホームページに掲載されている食品安全モニターからの報告には、食品の表示不足や、販売者側の衛生管理上などの問題の意見が多く寄せられている。どうして自ら問題を解決していこうという前向きな考えが出来ないのだろうか。問題の解決策についても、すぐに行政に頼ることが多いように思う。

(大阪府 男性)

２．リスクコミュニケーション関係

○ 公的機関によるリスクとメリットの開示について

農薬、食品添加物等のリスクとメリット、すなわち毒性(安全性)データと使用することにより受けている恩恵を、公的機関が中立の立場で積極的に開示していくことを望む。

(千葉県 女性)

○ 食品添加物等の情報公開について

食品添加物や農薬等を全く使用せずに食糧を生産することは、今やかなり難しいことであることは理解できますが、それらの情報について消費者はほとんど知らないのが実情で政府に情報の公開をしていただきたく思います。

(神奈川県 女性)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会におきましては、食品の安全性に関するリスク評価を行っております。

具体的には、農薬や食品添加物等の安全性につきましては、食品安全委員会の下に設置されている農薬専門調査会や添加物専門調査会等において審議された後、その審議結果案をもとに食品安全委員会において審議されます。

御指摘の安全性に関するさまざまな試験の結果につきましては、評価の意見を求める際に、専門調査会及び食品安全委員会に提出され、「企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある」場合を除き、資料を公開することとしているほか、審議の議事録についてホームページに掲載する等、情報の開示に努めております。

また、この審議結果案につきましては、その都度、国民の皆様からの意見・情報の募集を行っておりますので、ぜひ当委員会のホームページを御覧下さい。

【厚生労働省からのコメント】

個別の食品添加物や農薬等についての薬事食品衛生審議会での検討に当たっては、審議会の公開、資料の公開など、情報の開示に努めています。

また、食品添加物や農薬等に関する様々な情報については、意見交換会などのリスクコミュニケーションに関する取組等を通じて、知識や理解を深めていただけるよう努めているところです。

【農林水産省からのコメント】

病害虫による農作物の被害を防止するための病害虫防除は、農業生産性上非常に重要ですが、効果、労力、コスト上の問題から化学合成農薬による病害虫防除が主体となっています。一方、消費者は食の安全・安心の確保の観点から、できる限り化学合成農薬に依存しない、より安心な農作物の提供を求めています。しかし、消費者は病害虫による農作物への被害や防除の実態を十分に認識しているとはいいがたく、生産者も消費者のニーズを十分につかみきれていない実態にあ

ることから、生産者と消費者等との間で農薬や病虫害防除に関するリスクコミュニケーション等を行うことが極めて重要であると考えています。

農林水産省は、昨年９月に残留農薬についてのリスクコミュニケーションを行い、その中で消費者等関係者に農薬や病虫害防除について情報提供や意見交換を行いました。また今後、生産量や品質に壊滅的な被害を与える病虫害の防除の必要性等について、農作物の主要産地等で、国、生産者、流通業者および消費者を交えた意見交換会やシンポジウムを開催する予定であり、このような取組を通じ、消費者に農薬についての正確な理解を得ていきたいと考えています。

○ **電子通信を利用した今後の「食の安全」への展開**

横浜市や東京などの行政の取組みから、今後「食の安全」の展開には、広報の電子メール配信等の通信が必要と考えられる。

(神奈川県 女性)

【農林水産省からのコメント】

農林水産省では、より多くの方に食品の安全・安心に関する情報等を迅速にお伝えするため、メールマガジン等を活用した情報提供に取り組んでいます。具体的には、農林水産省をはじめ食品安全委員会、厚生労働省からのプレスリリース情報等を、「食の安全・安心トピックス」として電子メールにより配信しています。このメールの配信をご希望される方は、農林水産省のホームページ内で登録できますのでご覧ください。(<http://www.maff.go.jp/mail/index.html>)

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ **リスクコミュニケーションが成り立つことについて**

食品安全委員会の役割のひとつにリスクコミュニケーションの実施があげられているが、これが機能するためには関係者相互間の信頼が必須条件である。最近の食品関連事業者による偽装表示などの信じがたい行為は、この制度を根底から揺らがすものと思う。

(奈良県 女性)

○ **リスクコミュニケーション**

BSE、鳥インフルエンザ等の情報は市の広報誌、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミからの記事が多い。牛丼騒動については毎日のようにテレビで取り上げられていたが、大騒ぎしているのはテレビ局だけと見ていました。

(石川県 女性)

○ **食の安全に関する情報伝達の問題点**

食の安全についての政府見解は、関係省庁が立場の違いから、それぞれの対応を述べるなど、時に理解しづらい場合がある。またBSEの全頭検査では、科学的根拠に乏しいとする学識経験者の見解がマスコミで報道されていることに違和感があった。政府見解は、専任の報道官を任命して行ってほしい。

(埼玉県 男性)

3 . B S E 関係

○ 特定部位除去を優先的に

B S E について、食品安全委員会の専門委員も務める大学院教授が、安全対策の効果を試算したところ、病原体がたまりやすい特定部位の除去や再利用禁止の効果が大きく、全頭検査の実施より優先すべきとの結論が出ました。食品安全委員会は、牛肉の輸入再開の条件を最終的に判断する立場であるので、今後に期待します。

(秋田県 女性)

○ 今の検査体制でアメリカの B S E 対策は大丈夫だろうか

流通した感染牛肉の半分は回収されず、感染牛といっしょにカナダから輸入された牛の流通経路も所在も不明のままで、アメリカは調査打ち切りを発表した。食品安全委員会としては、アメリカンビーフの安全性に対してどのような調査をされているのでしょうか。

(福岡県 男性)

○ アメリカ産牛肉の輸入再開について

アメリカ産牛肉については、昨年 12 月アメリカにおいて B S E の発生が認められたことから輸入禁止措置が取られている。しかしながら、全ての食品は少なからずその安全性にリスクを背負っていると思う。B S E 罹患のリスクは、O - 1 5 7 等の微生物汚染の危険から比べればかなり低いものと言わざるを得ません。国内においても低価格のアメリカ産牛肉を求めている消費者もあり、消費者の選択に任せ、全頭検査に拘らず解除してもよいのではないのでしょうか。

(岩手県 男性)

○ 米国における B S E 牛の発生について

米国で B S E 牛が発生し、牛丼店では大問題となり、マスコミで大々的に報じられ、日本人(消費者)の食生活に対する処し方の貧しさを痛感した。米国牛輸入再開条件をいい加減に譲歩することのないよう望む。

(奈良県 女性)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会としては、米国における B S E の発生に対し、正確な事実関係の把握が重要と考え、発生直後、農林水産省及び厚生労働省から委員会の場で対応状況について報告を求めました。同時に、合同調査団への参加、各種海外情報収集など、情報の収集及び分析に全力を挙げております。

また、プリオン専門調査会を 5 回にわたって開催し、米国の B S E に関する国際調査団の団長を招くなど、米国の B S E の状況について議論を深めております。

今後も、専門調査会等で日本の B S E 問題全般について科学的議論をさらに進めていきたいと考えています。

【厚生労働省からのコメント】

我が国が講じた米国産牛肉の輸入禁止措置については、日米の担当省庁間で協議が行われていますが、現時点では輸出再開の具体的条件の議論には至っていません。

今後、米国政府から具体的な対策が示された場合には、必要なリスク管理措置

について、食品安全委員会等専門家の意見を踏まえ、対応を検討してまいります。

【農林水産省からのコメント】

昨年12月末に米国でBSEが確認され以降、米国政府とは数次にわたり輸入再開に向けた協議を行ってきました。

その中で、当方からは、

消費者の食の安全・安心の確保を第一に考える必要があること

日本向けに輸出される牛肉については、全頭検査と特定危険部位の除去

が基本であり、消費者からの要請も受けていること

を丁寧に説明し、日本の消費者の意向に即した適切な提案をするよう要請しています。

これに対し、米国側からの具体的な提案はありませんが、消費者の食の安全・安心の確保を大前提として、早期の輸入再開を念頭に置いた、日米協議を進めていきたいと考えています。

○ BSE対策として除却部位等の処分実態は

BSE対策として、危険部位の除去や、再利用禁止された物質の処分は、適切になされているのだろうか。その実態調査や検査は、完全になされているのだろうか。

(和歌山県 女性)

○ 業者は行政指導を深く受け止めよう

BSE感染牛10頭目が確認されたが、行政指導に従わずに飼料を与えた業者があったことへの対応を厳しくすべき。業者へのモラル向上指導と科学性を持つ教育を期待する。

(福岡県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

国内のBSE対策といたしましては、平成13年10月18日より、食用として処理されるすべての牛を対象としたBSE検査を全国一斉に開始するとともに、食肉処理時の特定部位（牛の頭部（舌、頬肉を除く。）せき髄及び回腸遠位部）の除去並びに焼却処分を義務化し、BSEに罹患した牛由来の食肉等が流通しないシステムを確立しています。なお、BSE検査は都道府県等の職員であると畜検査員が実施し、特定部位の処分についてもと畜検査員が監督しています。

また、本年2月16日からわが国を含むBSE発生国の牛に由来するせき柱の食品への使用等が禁止されましたが、現在までに都道府県等の監視指導において違反事例の報告はありません。

【農林水産省からのコメント】

食用として処理される牛の特定危険部位については、と畜場での焼却・処分が法的に義務付けられているため、飼料や肥料に使用されることはありません。

また現在、肉骨粉を原料とする飼料の製造、輸入、販売は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき禁止されており、これを担保するため、

独立行政法人肥飼料検査所等が飼料の製造、利用等の各段階において検査を行っています。さらに誤用防止等の観点から、牛由来の副産物を原料に用いた肉骨粉については、「肉骨粉適性処分緊急対策事業」により円滑な焼却処分を推進しているところです。

今後とも以上のような措置を的確に実施し、適切な BSE 対策を講じて参りたいと思います。

4. 鳥インフルエンザ関係

○ 鳥インフルエンザに思うこと

いつどこで発生するかわからない鳥インフルエンザである。いろいろ情報はあるが
確実といえないところに不安が募る。日本人は生卵を好んで食べる。一日も早い安全
への対策を切望する。

(兵庫県 男性)

○ 鳥インフルエンザ対策に思う

行政は、残された病原菌の撲滅と感染防止の確立に全力を尽くし、その実施にきめ
細かい指導力を発揮するとともに、生産者が休業からすみやかに立ち直れる手立てを
考えるべきであろう。

(兵庫県 女性)

○ 京都の鳥インフルエンザの報道を見て

生産者の考えの甘さから起こった事件ですが、今回のことに限らず国と生産者との
コミュニケーションが足りないような気がします。もっと国と生産者がいつでも相談
しやすい環境、そして全ての生産者のレベルの向上を期待します。

(愛知県 女性)

○ 鳥インフルエンザへの対応について

鳥インフルエンザの報告の遅れで被害が拡大していることを考慮し、製造者に対し
常に通達と地道な指導を続けてほしい。失われた信頼の回復は難しいだろうが、効率、
価格優先の施策を見直し、供給元を知る機会が増えればと思う。

(兵庫県 女性)

○ 鳥インフルエンザについて関連事業者に対する行政の対応について

一連の鳥インフルエンザに対し、厚生労働省、農林水産省は、事業者用の危機管理
マニュアル作りなどの整備、周知徹底をはかるよう事業所を管轄する自治体等に一層
の強い指導力を発揮し、流行の蔓延を阻止することを願います。

(東京都 女性)

○ 京阪神地区での鳥インフルエンザに思うこと

報道によると、首記問題への地方公共団体の横断的対応(県と市と事業者間)のまず
さと危機管理への対応不足が強く感じられます。企業の隠匿体質への監督強化への対
応として人員増によらない重点的な組織強化を希望します。

(兵庫県 男性)

○ 高病原性鳥インフルエンザへの対応と今後の対策について

愛玩用のチャボと養鶏業者の鶏という違いはあるが、大分県九重町と京都府丹波町
の対応に、天と地ほどの差を感じます。また、輸送中の汚染対策は十分だろうかと思
えさせられました。

(熊本県 男性)

○ 鳥インフルエンザ対応について

京都府の養鶏業者の鳥インフルエンザ感染の通報遅れは、甚大な二次被害を起こし
たことから重大な過失だったと思われるが、通報遅れを誘引した一因に行政の補償
対策の遅れもあるのではないかと。野鳥感染の今、インフルエンザ対策を再度広く知ら

しめるべきと思う。

(愛知県 女性)

○ **京都で発生した鳥インフルエンザについて**

京都での鳥インフルエンザ問題は、食品の原材料を生産する農畜産物生産者が「食の安全・安心」より経済性を優先するもので、原料使用食品関連事業者並びに消費者を愚弄するもので断じて許されるものではない。「食の安全・安心」についての生産者の責務についてより一層認識していただき、生産採取者への衛生教育等を十分行ってほしい。

(岩手県 男性)

○ **高病原性鳥インフルエンザについて**

「安全だと思うが安心して食べられない」から「安心して食べられる」ための努力を

1) 初動対策に関して：

現在処置がとられているかと思いますが、インフルエンザ発生に関する補償や罰則を強化する以外に、大規模経営の養鶏などでは、定期的なチェックとして、第三者の目を積極的に導入するように義務付けるべきではないかと考えます。

2) 消費者の行動に関して：

「鶏肉・卵は加熱して食べると大丈夫」というだけでなく、もう一步進んだウイルスの熱耐性など、インフルエンザウイルスの基礎的な知識の啓蒙も必要ではないかと考えます。

3) 豚の予防措置に関して：

現在は鶏・野鳥関係で大変ではありますが、豚に関しても予防的措置を早急に実施すべきではないかと考えます。

(大阪府 女性)

○ **鳥インフルエンザに思う**

BSE、次に鳥インフルエンザウイルスと食の安全性上消費者を困惑させる問題が発生している。山口から発生したことは、この事実も、一定数以上の鶏を薬物を使用して飼育するなど、自然の生態系を破壊するような行為との関連性も考えられるが、安全性について飼育業者、行政当局、消費者のそれぞれが適切に対処すべきであり、行政は「対岸の火事」と見ていてよいのかと思う。

(愛媛県 男性)

○ **食品の生産や流通過程の責任の所在を明確に**

京都で発生した鳥インフルエンザ問題発覚後、鶏肉・卵の流通過程が、当初の発表と違うもので、日ごとに市場に流通している量が増加していく報告方法に問題がある。責任所在を明確にする必要があると思います。

(広島県 女性)

○ **鳥インフルエンザの原因は何だったのでしょうか**

鳥インフルエンザの原因について、野鳥説が、頻繁に出ています。しかし、鶏の飼育や飼料についても専門家の意見を載せて欲しいと思います。自然状態の中で飼う鶏と機械のごとく飼育される鶏の比較です。

(広島県 女性)

○ **鳥インフルエンザに関する報道と今後の対応について**

「鳥インフルエンザはヒトには伝わらない」という報道ではなく、どうして伝わらないのか詳しい内容も伝えてほしい。また、業者の早期通報の有無にかかわらず、行政側で異常をチェックできるシステムを確立して欲しい。

(京都府 女性)

【農林水産省からのコメント】

国内での発生に当たっては、鳥インフルエンザの防疫マニュアルに即して、防疫措置を迅速かつ的確に実施しているところではありますが、京都府での発生に関しては、発生農場からの通報が行われず、大量死亡後も生きた鶏を出荷したため、出荷先でも感染が確認されるといった問題が生じました。

こうしたことを踏まえて、家畜伝染病予防法に基づき、養鶏農家に対して週1回死亡羽数等の状況の報告を求めることなど、通報体制の確立に努めているところです。

また、防疫マニュアルについては、これまでの3例の経験を踏まえ、専門家の意見を聞いた上、その見直しを進めてきましたが、3月10日付けで、一部改定を行いました。

さらに、家畜伝染病予防法については、

通報業務違反に関するペナルティの強化

移動制限命令に協力した養鶏業者に対する助成措置の制度化

都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担

を図る観点から、本法律の改正案を今国会に提出しました。

また、鶏肉、鶏卵の食品としての安全性も含め、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及を図るため、食品安全委員会など4省共同で資料（「国民の皆様へ」）を作成し、その周知を図っているところです。

○ 食品安全行政に関する意見

鳥インフルエンザに関するあやまった報道、例えば、流通してしまったゆで卵があたかも人体に危険であるかのような報道は、しっかりしたデータを示しながら否定すべきであり、関係各位にその旨伝えて欲しい。

(岐阜県 女性)

○ 鳥インフルエンザ騒動について

京都府で発生した大量の鳥インフルエンザは、我々消費者を不安に陥れている。感染力が強いため危険性ばかりがクローズアップされているが、行政は消費者に対して正確な情報をもっときちんと伝えるべきだと思う。

(京都府 女性)

○ 鳥インフルエンザウイルス感染の鶏肉、卵の危険性について

鳥インフルエンザウイルス感染の鶏肉、卵の消費に関して、気をつけなければいけないことを農水省、厚労省、食品安全委員会などから指示してほしい。

(栃木県 女性)

○ 鳥インフルエンザ問題 鶏肉の扱いについて

鳥インフルエンザが広がる中、充分に加熱すれば食べても安全と聞いているが、生

の状態で購入して、調理する過程で、もし鳥インフルエンザウイルスが生で食べる食品に付着していた時には、それを食べた場合どうなるのか。対処方法は。

(東京都 女性)

○ **鳥インフルエンザに関する風評について**

食に対する不確かな風評を無くし、不安や不信を少しでも払拭するためには、食品安全委員会をはじめ、行政による確かな情報の発信を、もっと速やかに大々的に行なう必要性を感じます。

(大阪府 女性)

○ **鳥インフルエンザについて国民に異例の呼びかけ**

政府は、9日、鶏肉・卵の安全性や死んだ鳥の扱い方などを解説した「国民の皆様へ」と題した文書をまとめ福田官房長官が発表しました。都道府県を通じて国民の周知を図る異例の呼びかけです。この呼びかけをよく読んで対処していきたいと思います。

(愛知県 女性)

○ **鳥インフルエンザについて**

目下、鳥インフルエンザが広がっているが、情報の公表の仕方を工夫し、正しい知識を皆に広めることが無用の混乱を招かないためにも必要であると感じる。

(長野県 女性)

○ **鳥インフルエンザ発生をふまえ、今後望むこと**

「鳥インフルエンザ」の想像以上の被害拡大に不安が募る。安全だと伝えるだけでなく、情報の共有化と早期対応、明確な対策、措置を提示することが国民の安心につながる。風評被害対策として、委員会の役割は重要である。

(広島県 女性)

○ **系統だった的確な情報で安全・安心 (鳥インフルエンザ)**

世の中の出来事を、我々は報道により得ている。鳥インフルエンザの情報は、国からの的確な情報により、また、新聞の「安心」報道により、正しい知識を持てば安全で安心を得ることができると学ばせてくれた。

(大阪府 女性)

【食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省からのコメント】

鳥インフルエンザ問題に関しては、食品（鶏肉、卵）の安全性の観点から、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の4府省の共同で、平成16年3月9日付け国民の皆様へ(鳥インフルエンザについて)により以下のように考え方を示したところです。

鶏肉、卵の安全性について

3例目の発生農場から鶏肉及び鶏卵の一部が食品として流通しており、発生農場の事業者が自主的に回収していますが、こうした取組が鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いています。

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。

このため、食品衛生の観点からは、鳥インフルエンザ発生農場から出荷された鶏卵や鶏肉を回収する必要はないものと考えられます。

家畜衛生の観点から、生きた鶏等がウイルスに感染することを防止するために、鶏肉や卵の回収が必要ですが、その場合における回収を必要とする範囲（生きた鶏等に接触するリスクが相当ある場合）については、近く、専門家の意見を聴いて明確化する予定です。

- 鶏卵を「生」で食べることが健康を損なうおそれがあるとの報告はこれまでありませんが、不安な方は、加熱（WHOの食中毒防止のための加熱条件：中心部70℃、瞬間）することをおすすめします。
- 鶏肉は十分加熱して食べて下さい。未加熱又は加熱不十分なままで食べることは、食中毒予防の観点からおすすめできません。

また、政府広報等を通じて、正しい理解を促すことに努めてきました。その際には、なぜ安全と考えられるのかなど専門家のコメントも併せて紹介させていただいております。

鳥インフルエンザの発生に伴い、食品安全委員会では、委員会会合において、関係機関や専門家の出席を求め、意見交換を行なうとともに、科学的な知見を収集し、正確かつわかりやすい情報提供に努めています。

具体的には、

鳥の肉や卵の安全性に関する委員会の考え方や、分かりやすいQ & Aのホームページへの掲載

委員によるテレビ番組等での解説

消費者、生産者等幅広い関係者が参加する講演会や意見交換会の開催等に取り組むとともに、マスメディア関係の方との懇談などを通じて、正確な情報の提供にも努めています。

なお、鳥の肉や卵の安全性に関する委員会の考え方につきましては、食品安全委員会のホームページ

(http://www.fsc.go.jp/osirase/tori_sankou_illust.pdf)に掲載しておりますのでご覧ください。

鳥インフルエンザ問題は、家畜衛生（鳥への病気の蔓延防止）の観点から移動制限、回収等の措置がとられてきたわけですが、厚生労働省としては、国民に対して必ずしも正確に情報が伝わっていなかったことを踏まえ、リスクコミュニケーションをより一層進めていきたいと考えています。

農林水産省では、

本省、地方機関の各段階において、消費者、生産者、食品事業者等の方々との意見交換と情報提供の実施

ホームページ、メールマガジンを活用した迅速かつ正確でわかりやすい情報の提供

本省をはじめ各都道府県ごとに４８カ所の消費者相談窓口を設置し、消費者をはじめとした国民の懸念や疑問への的確な対応等、食の安全・安心の確保のための情報提供等に取り組んでいます。

特に鳥インフルエンザに関しては、鳥インフルエンザや鶏肉・鶏卵の安全性に対する正しい情報を提供するため、地方紙への広告、小売向けポスター及びＱ＆Ａの配布を行っています。

今後も、関係府省が連携して、積極的な情報提供に取り組んで参ります。

○ **鳥インフルエンザワクチンの使用について**

鳥インフルエンザ発症の報が出て２ヶ月強、養鶏関連業界ではワクチンの使用を強く希望しているようですが、使用による病気の常在化、将来の防疫対策に対する障害などの観点から使用を認めることには懸念を持ちます。

（東京都 女性）

○ **ワクチン接種をした鶏肉、卵の安全性等について**

モラル低下を防ぐため、食品従事者に対して教育をしっかり行なう必要がある。また、鳥インフルエンザワクチン接種をした鶏肉や卵の安全性は判明しているのでしょうか。

（和歌山県 女性）

【**食品安全委員会からのコメント**】

平成１６年３月２５日に開催された第３８回食品安全委員会会合で、鳥インフルエンザ不活化ワクチンについては、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられるとされたところです。

詳しくは、食品安全委員会のホームページ

(<http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-aivaccine-hyouka.pdf>) をご覧ください。

【**農林水産省からのコメント**】

農林水産省は３月１日に食品安全委員会へ鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の食品健康影響評価を依頼し、３月２５日には、鳥インフルエンザ不活化ワクチンについては適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は実質的に無視できるとの回答をいただいたところです。

併せて、留意点として、ワクチンの使用にあたっては早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定されるべきであり、国の家畜衛生当局の指導の下に十分な管理措置を講じた上で行うべきであるとの意見もいただいております。

なお、鳥インフルエンザワクチンに関しては、３月１９日に食品安全委員会、厚生労働省と協力して、専門家、養鶏業者、消費者等を交えた意見交換会を開催し、関係者相互の理解を深めたところです。

○ **鳥インフルエンザ発生に思う**

20万羽とも言われる鶏を山に穴を掘って埋めるというが、袋が破れてウイルスが地下水を汚染することはないのだろうか。後世に対する影響はどのように考えているのか。

(奈良県 男性)

【農林水産省からのコメント】

ウイルスは生きた細胞の中でしか増殖できず、埋却された鶏の中にあるウイルスは比較的短期間に感染性を失い、影響が残ることはありません。

なお、発生現場での埋却作業は、専門家により作成された「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に基づいて行われており、処分された鶏の処理場所の選定については、所有者等の関係者、住民等で事前に十分協議すること、土質及び地下水・水源との関係等について事前に十分協議すること等が記載されています。

5. 食品添加物関係

○ 食品添加物に注目

化学的合成品の添加物については、食品衛生法により規制されている。市販の食品に多く使用され、その表示は記載されているが、添加量は記載されていない。食品業者もなるべく多く使用しないように心がけることはもちろん、行政部局も指導監視を密にして食品安全に万全を期してほしい。

(愛媛県 男性)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物は、加工、保存の目的等で食品に意図的に加えられ、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。このため、人の健康を損なうおそれがないものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、使用が禁止されております(天然香料等を除く。)。また、必要に応じて、使用量の上限等について基準を設定しております。

これらの規制が遵守されているかどうかについては、地方自治体や検疫所において試験検査等が実施されております。さらに、厚生労働省では国民の添加物の摂取量を把握するための調査を行っており、その結果によると、人が生涯摂取しても健康への悪影響がない量である許容一日摂取量に比べて大幅に低い水準にあり、安全性に問題ないことが確認されています。

今後とも、厚生労働省においては、食品安全委員会と協力し、添加物の使用が国民の健康の保護に支障となることがないように、適切に対応してまいります。

○ 食用タール色素の製品検査(検定)で空白

食用タール色素の検定が2月26日にストップしたまま、移行先の登録検査機関の登録が行われておらず、新制度が事実上スタートしていない。この空白状態が長引くと食品および医薬品の生産にも支障が生ずる恐れがある。一刻も早い新体制のスタートが望まれる。

(大阪府 男性)

【厚生労働省からのコメント】

タール色素の検査は、従来、国立医薬品食品衛生研究所が行ってきましたが、今後登録検査機関が行うこととなりました。既に一部の検査機関からは登録申請がなされ、現在審査を行っております。

○ スポーツドリンクの甘味料について

スポーツドリンクがリニューアルした。お客様相談室に電話をしたところ、この甘味料は天然由来だと回答したが、調べたら人工甘味料でした。子供も沢山飲むものなので心配です。

(茨城県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物は、加工、保存の目的等で食品に意図的に加えられ、食品とともに

人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。このため、食品衛生法第10条により、人の健康を損なうおそれがないものとして厚生労働大臣が、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、使用が禁止されております（天然香料等を除く。）。

このように、使用できるものをリストで示しそれ以外は禁止するという規制はポジティブリスト方式と呼ばれ、欧米諸国においても同様の規制が行われています。また、使用できる食品や使用量の上限について必要に応じて基準を定めており、これらによって食品添加物の安全性を確保しております。

ご指摘の人工甘味料については、食品衛生法で規定されている基準を守って適切に使用されている限り、食品衛生上問題はないと考えられます。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ **添加物(乳化剤・安定剤など)の記名について**

食品添加物(乳化剤・安定剤)の具体的な明記の義務付け、添加物の原料への遺伝子組換え食品の使用不可を検討してほしい。また、食品安全のための専門書を身近に、正確で安価なものとして出版していただきたい。

(鳥取県 女性)

6．輸入食品関係

○ 輸入食品の安全性対策強化

食の安全に関し、消費者として不安を感じる対象は「わからない分野」であり、それを少なくするために現状把握などの調査をはじめ、ハードルを高くした対策をとっていただきたい。特に輸入食品にも国産食品と同等の安全性基準が適用されるべきで、その遵守は輸入業者などの義務だと思う。

（北海道 女性）

【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法では、我が国で流通する食品について一律の基準が適用され、輸入食品と国産食品で扱いが異なることはありません。また、安全性の確保や自主検査の実施などは食品等事業者の責務であることを明記しています。

輸入食品の監視についても、平成15年度モニタリング検査数を約5万1千件から7万3千件に増やすなど強化しています。

○ 輸入養殖サケに有害物質が蓄積しているという研究結果のニュースより

米国の研究機関が、養殖サケに有害物質が蓄積していて、食べる効用より害が多いという研究を発表した。輸入養殖サケの安全性について、日本の食品安全委員会でもその養殖現場のあり方を調査し、必要なら改善要求をすることはできないでしょうか。

（広島県 女性）

【食品安全委員会からのコメント】

米国及びカナダの研究者による養殖サケへの化学物質汚染に関する研究は、2004年1月に米国の科学雑誌に掲載されました。

この研究結果に関し、英国、EUは、安全性に関するコメントを、それぞれのホームページ上に掲載しております。

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、食品からのダイオキシン類摂取量調査を実施しており、日本人のダイオキシン類摂取量がダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量（4pgTEQ/kg 体重/日）を超えていないことを確認しております。また、輸入サケを含む個別食品についてもダイオキシン類濃度を継続的に測定しています。

7. 農薬関係

○ 残留農薬の取り扱いについて

農産物や農産加工品について残留農薬の検査データを確認しようとしても実際に多くは確認できない。栽培履歴の管理を重視し、一定期間、記録の保管を義務付けるよう行政指導するべきではないか。

(神奈川県 男性)

【農林水産省からのコメント】

農林水産省では、農薬の安全かつ適正な使用を確保するために、農薬取締法に基づき「農薬を使用する者が遵守すべき基準」を定めていますが、この中で、農薬使用者は農薬を使用した年月日、場所、農作物等、農薬の種類又は名称及び使用量・希釈倍数について帳簿に記載することに努めなければならないと規定しております。

またこのことを踏まえ、農薬使用者による帳簿の記載が適切に行われるよう、都道府県等とも協力しながら現場への指導を行っているところです。

○ 野菜に含まれる硝酸塩について

生産効率を上げるシステムとして推進されてきた施設園芸だが、その普及と比例してアレルギー疾患が増加している。化成肥料の安易な使用による高濃度の硝酸塩汚染を懸念している。使用を控えた野菜作りの施策を期待します。

(香川県 女性)

【農林水産省からのコメント】

厚生労働省が平成12年12月に公表した「マーケットバスケット方式による年齢層別食品添加物の一日摂取量の調査結果」によれば、JECFAにおいて、硝酸塩の摂取量は主に野菜に寄与していることや、野菜を摂取することの利点はよく知られていること等が報告されており、食品としての野菜の有用性やこれまでの食経験等からみて、現時点で問題があるとは言えないとされています。

しかしながら、農業の生産性は維持しつつ可能な限り農作物に含まれる硝酸性窒素を低減させることは重要であるとの観点から、現在、産地において窒素施用を抑制するために、土壌診断に基づく施肥設計、緩効性肥料の利用などの取組を進めています。

また、低硝酸塩の野菜生産のため、技術開発を進めるとともに、その結果等を活用しながら、野菜の品目ごとの低減技術マニュアルの作成を進めています。

さらに、野菜の調理段階で硝酸塩がどれくらい減少するかについても現在、調査を行っています。

なお、野菜中の硝酸性窒素についての情報等は、農林水産省のホームページ上の「野菜の硝酸塩に関する情報のコーナー」

(http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/syosan/index.htm) にも掲載しておりますので、是非ご覧ください。

8．動物用医薬品等関係

○ 獣医師が家畜を診察している実態についての疑問

養豚業者などが抗生物質を手に入れる際、実際に豚を診断して書いた獣医師の診断書を使っているのだろうか。いい加減な抗生物質の投与は、食物から広がる耐性菌問題からも問題だと思います。

（福井県 女性）

【農林水産省からのコメント】

抗生物質等の動物用医薬品は、薬事法の規定により、要指示医薬品として指定され、獣医師及び獣医師からの「指示書」の交付等を受けた者以外の者への販売が禁止されているとともに、獣医師法の規定により、獣医師に対しては、自らが診察した上での投与又は指示書の交付が義務付けられています。この要指示医薬品制度が適正に運用されるように薬事監視員が医薬品の販売業者や養豚業者への立入検査等によって監視・指導しています。

また、昨年12月には「要指示医薬品制度に関する法令順守の徹底について」（農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）を畜産農家や獣医師の団体あてに発出し、畜産現場における要指示医薬品の適正使用の周知徹底を図ったところで

○ 養殖トラフグのホルマリン消毒の今後について

薬事法の改正により、ホルマリンを含む未承認の水産用医薬品の使用は禁止されていますが、今年も悪徳業者が使用しても可食部のホルムアルデヒドの濃度が天然トラフグとの差がなければ出荷を認めるのですか。

（熊本県 男性）

【厚生労働省からのコメント】

平成9年に厚生労働省において、天然トラフグとホルマリン（ホルムアルデヒドを36.5～37.5%含有する水溶液）を使用した養殖トラフグの可食部のホルムアルデヒド濃度の調査を実施したところ、その濃度には差がなく、ともに安全性に問題のないレベルであることを確認しています。このことから、エラの寄生虫の駆除の目的でホルマリンを使用した養殖トラフグについては、その安全性について食品衛生上の問題は生じないと考えております。

【農林水産省からのコメント】

未承認の医薬品であるホルマリンを養殖とらふぐの寄生虫病の治療等に使用した場合は、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の3の規定に違反した者として、同法第84条の規定により罰せられます（3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。）。

9. 遺伝子組換え関係

○ 遺伝子組換え飼料で生産された牛乳の安全性について

遺伝子組換え穀類を主原料とした飼料により肥育された牛が生産する牛乳の安全性について、人体に対しアレルギー誘発性や、有害物質あるいはDNA技術に伴う派生的な影響などのリスクをまったく度外視してよいものか伺いたい。

(岐阜県 男性)

○ 遺伝子組換え食品について

遺伝子組換え食品がこれからますます多くなると思われます。それらについて国民にもっと詳しく、子供からお年寄りまで、幅広い世代に理解できるよう説明し、知識を深めていくことが大切だと思います。

(愛知県 女性)

○ 「何か危なくないか」と思いつつ食べている食品、その表示

「何か危なくないか」と思いつつ食べている食品のひとつに豆腐及びその加工品がある。遺伝子組換え大豆の毒性については、政治的な判定ではなく、食品安全委員会の科学的根拠に基づく評価・決定によるべきと考えます。

(富山県 男性)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準を策定し、同基準に基づき、個別の遺伝子組換え食品等について安全性評価を行っています。評価においては、既存の食経験のある食品と比較し、組換えDNA技術により付加されることが予想される全ての性質の変化について、その可能性も含めて安全性評価を行うこととしています。

具体的には、宿主、挿入遺伝子の構造・機能などの基礎的な情報を基に、

新たに産生されたタンパク質が毒性を持たないか、あるいはアレルギー誘発性がないか

DNA配列等から目的外のタンパク質ができる可能性がないか、あっても問題ないものか

組換え体中の栄養素・栄養阻害物質等の構成成分が大きく変化していないか

等について詳細に評価しています。

また、遺伝子組換え飼料についても、現在、評価の考え方を策定中ですが、遺伝子組換え飼料中に新たに産生された有害物質が生成され、これが肉、乳等の畜産物中に移行しないか、遺伝子組換え飼料中の成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積しないか等の可能性について充分考慮し、評価していくこととしています。

このように、食品安全委員会では、安全性評価基準に基づき、遺伝子組換え食品等の科学的かつ適切な安全性評価を進めていくとともに、評価の結果についてはリスクコミュニケーションに努めてまいります。

なお、上記安全性基準の詳細については、食品安全委員会のホームページ（http://www.fsc.go.jp/senmon/identsi/gm_kijun.pdf）をご覧ください。

10．食品衛生管理関係

○ デリカデッセン風惣菜などの販売について

近くのスーパーでデリカデッセン風惣菜をやるようになり、ショーケースもふたもラップもなくセルフサービスで量り売りをしています。今後、夏に向けて食中毒やハエが入る可能性もあるのでもっと衛生的にできる方法を望みます。

（愛知県 女性）

【厚生労働省からのコメント】

食品の衛生的な取扱いのためには、食品の温度管理はもちろん、昆虫やねずみの施設への侵入防止等の適切な対応を取ることが必要です。都道府県等が行う、食品等事業者に対する監視指導の際に、これらの食品の衛生管理についても指導等を行っています。

販売店等における食品の取り扱いについてご懸念の点がありましたら、お近くの保健所にご相談ください。

○ 福祉配食サービスの食品衛生管理の充実について

高齢者の増加に伴い、福祉配食サービスを利用する数が多くなる。高齢者の食の安全を確保するために、一層充実したボランティアの教育と衛生管理システムの充実が望まれる。

（新潟県 女性）

【厚生労働省からのコメント】

社会福祉施設や学校、病院等の給食施設や仕出屋など大量調理施設に対しては、都道府県等が実施する監視指導の際に、HACCPの考えに基づいて策定された「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考に衛生管理に努めるよう指導しているところです。

また、厚生労働省では平成10年度より毎年、乳幼児や高齢者などの食中毒の危険性が高い人々が多く利用している社会福祉施設等（社会福祉施設及び老人保健施設）の給食施設の一斉点検を実施してきました。現在では、ほとんどの施設において改善されていることが確認されていることから、この一斉点検は平成15年度をもって終了しましたが、社会福祉施設や学校、病院等の給食施設など高齢者、児童、病者等が主に利用する施設及び大量調理施設等については、引き続き重点的に監視指導を行うよう都道府県等に対して要請しています。

○ 食品製造中小企業のHACCPの承認について

中小企業は、衛生管理体制を証明するため、総合衛生管理製造過程制度（HACCP）の承認を得ようとしています。承認を得るのが難しいため、衛生管理体制の構築を断念してしまう場合が多い。それ故、行政は、中小企業にでも承認を得られ易い方法についてご検討をお願いします。

（千葉県 男性）

【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程承認制度の承認基準は、食品の国際規格の設定を行うコーデックス委員会で示された「HACCPシステムの適用のためのガイドライン」に準拠して定められおり、事業者の経営規模によってその内容を緩和することは困難ですが、承認の申請にあたり地方厚生局や所管の保健所からHACCP構築のための技術的助言を受けることは可能ですのでご相談ください。

また、各種団体においてもHACCPに関する情報の提供やHACCPの導入に関する講習会の開催等を行っているので参考にしてください。

社団法人食品衛生協会：<http://www.n-shokuei.jp/>

財団法人食品産業センター：<http://www.shokusan.or.jp/>

さらに、HACCPの手法の導入による衛生管理の高度化を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)」（HACCP手法支援法）が制定され、HACCPの手法をより導入しやすくするための施設・設備の整備を行う際に、金融・税制面での優遇措置が受けられることとなっていますので、ご活用ください。

HACCP支援法のホームページ：

http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/haccp_hp/index.htm

○ タレ付アナゴに異臭(色付けアナゴ)

日を置いて二つの異なったスーパーのタレ付アナゴに異臭がした。原因は共通の食材(アナゴ)にあるのではないかと疑っている。

(石川県 男性)

【厚生労働省からのコメント】

食品に異臭等の異常を感じた場合には、直ちに摂取を中止し、最寄りの保健所にご連絡をお願いします。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ スーパー備品のビニールにて食品事故が発生する可能性

消費者がスーパーにおいて、購入後の食料品を次々とトレイパックから、スーパー備え付けのビニール袋へ移し替えている姿を度々目にする。中毒や異物混入の食品事故の発生を懸念する。事故が起こる前に販売店は、防御策を取る必要がある。また、消費者にも自己責任を再認識して欲しいと望む。

(東京都 女性)

11. 食品表示関係

○ 惣菜表示のあり方について

惣菜表示の曖昧さをはっきり分かりやすくして欲しいと思います。使用材料に対して記載枠が少ないということもわかりますが、「惣菜」としか表示されていないものもあり、表示不足が過ぎると思います。

（兵庫県 女性）

○ 加工食品の産地表示について

食品における危害は原料に由来する汚染の影響が最も多いことから、加工食品においても製品を構成する主要原料は、産地の表示を義務付けるべきであり、消費者自身で、正しく選別できるよう流通業界も努力すべきである。

（神奈川県 男性）

○ 食品の表示について

最近、店頭やスーパーでは、生鮮食品の産地表示はかなりなされている。食生活の変化により、調理済食品が多く利用されるようになってきた。複雑ではあるが、これらについても表示される方向に工夫されたい。

（奈良県 女性）

○ ラベルの食品表示などのあり方について

食品のラベルは消費者に食品安全に必要な情報を明確に表示してほしいと考える。

（福岡県 女性）

○ アトピー、アレルギーの方への配慮について

アレルギーの子供を持つ母親は商品選びに苦労しています。それは個人店や多くの商品にアレルギー物質が含まれているかの表示が少ないためです。一目でわかる表示があることにより、負担が軽くなると思うので働きかけてください。

（愛知県 女性）

○ 食塩の原産地表示および製造年月日について

国内には海外から高濃度の海水を輸入し、それを精製し国産塩として販売している会社もあると聞きました。食塩にも原産地表示をするべきではないでしょうか。また、製造年月日も表示すべきではないでしょうか。

（東京都 女性）

【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

原産地など食品の品質に関する情報が的確に提供されることは重要であると認識しています。このため、全ての生鮮食品に原産地表示が義務づけられているほか、加工食品の主な原材料の原産地表示についても、厚生労働省と農林水産省が共同で開催している食品の表示に関する共同会議（以下「共同会議という。」）において、例えばタレ漬けした生肉等、生鮮食品に近い加工食品について原料原産地の表示を義務づけを検討しており、また、対象品目も大幅に拡大する方向で検討しているところです。

また、共同会議では、消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、表示の方法等についてもさらに検討していく予定です。

なお、アレルギー物質を含む食品の表示については、平成13年4月からその

表示制度を開始し、卵・小麦・乳・落花生・そばについてその表示を義務化したところですが、また、本年2月25日に行われました共同会議において見直しの議論を開始したところであり、厚生労働省としては、この共同会議の議論を踏まえ、アレルギー表示のあり方について必要な見直しを行ってまいります。

○ **純粹と表示された「はちみつ」について**

純粹または、純正と表示された「はちみつ」が安価で広く販売されている。行政機関で厳正な検査を実施して、製品は正しい表示で販売されるよう指導してもらいたい。
(佐賀県 男性)

○ **食品の不当表示について**

先日、不当表示と思われる米を購入した。消費者は、表示を信用して購入するしかなく、また確かめる術も持たないので、不当表示に大きな憤りを感じた。行政は、定期的なチェックや罰則の強化等何らかの対策を願いたい。
(京都府 女性)

○ **天然にがりブームについて**

今どこのスーパーに行ってもほとんど置いてあるにがりですが、その中にはラベルや販売者名も何もないものが売られていました。それがにがりといえそうなのでしようが、中身が心配です。ラベル表示の徹底をお願いします。
(愛知県 女性)

○ **小売店での商品の取り扱い表示について**

大手スーパー等では、詳細な食品に関する表示がされている一方、食品の取り扱いや表示等、まだまだ不十分といえる店も存在します。誰が、どこで買っても安心・安全な食品が購入できるよう制度が充実していってくれることを望みます。
(神奈川県 女性)

○ **ワカメの産地偽造**

宮城県の海産物卸業者が、韓国産や中国産の輸入ワカメを産地偽装して三陸ワカメとして出荷していたことが明るみに出た。当局の監督監視の強化を望みます。
(宮城県 男性)

【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、都道府県等の保健所に配置された食品衛生監視員が、一斉取締や通常時の監視の一環として食品表示に関する監視を実施するほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品の表示など事案に応じた監視指導の強化を実施しているところです。

また、JAS法の表示基準に従った適正な食品表示を実現するため、農林水産省においては、食品表示制度についてのパンフレットの作成・配付や啓発セミナーの開催などを通じて食品製造業者や小売業者などに普及・啓発を図るほか、地方農政局等に食品表示の監視を行う職員を約2,000名配置し、表示について日常的な監視指導を行うとともに、消費者の方々の協力を得た食品表示110番（全国65箇所）や食品表示ウォッチャー（平成15年度約3,800人）により不正な食品表示の適正化を図っているところです。

このように、適正な食品表示を実現するため厚生労働省及び農林水産省において、食品表示についての監視を強化しつつ、互いに連携を図っていきたいと考えています。

○ **行政の食品の表示対応について**

昨日電車に乗ったら「食品表示についての疑問があったら連絡してください」旨の中張り広告がありました。農林水産省が表示の窓口を持ったことは喜ばしいことだが、食品の表示を改善しようと思っているなら、関係省庁が協力して進めるべきと思う。
(兵庫県 男性)

【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

消費者の立場に立って分かりやすい食品表示を実現していくことは、極めて重要であると認識しております。

このため、食品衛生法を所管する厚生労働省とＪＡＳ法を所管する農林水産省が共同で「食品の表示に関する共同会議」を平成１４年１２月に設置し、分かりやすい食品表示の実現に向けて、食品の表示基準全般についての調査審議をお願いしているところです。この共同会議においては食品の期限表示について「賞味期限」に統一した等の成果が得られています。

さらに共同会議における検討のほか、食品衛生法及びＪＡＳ法に基づく表示についての相談を一元的に受け付ける窓口の設置、食品の表示制度を一覧できるような共通パンフレットの作成等の取り組みを進めているところであり、今後とも消費者にとって一層分かりやすい表示となるよう努力してまいります。

○ **沖縄「もろみ酢」について**

沖縄のもろみ酢が、３～４年程前から流行し、販売されているが、商品の表現・品質・賞味期限等は製造各社独自の判断となっている。安全性に不安な点が多いため、行政の積極的な関与を期待したい。

(沖縄県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

食品の賞味期限等の設定については、食品衛生法及び関連法令等により、事業者が責任を持って、個々の食品毎に微生物試験や理化学試験及び官能試験の結果等に基づき科学的・合理的に行うこととなっています。

しかし、事業者が賞味期限を適切に表示するための食品全般にわたる指針を示すべきではないかとの御意見もあることから、厚生労働省と農林水産省が共同して、食品衛生学、化学、微生物学の専門家と食品の賞味期限等の設定に経験を有する業界関係者からなる研究班を組織したところであり、今後、食品全般に共通の客観的かつ統一的な期限表示設定方法について検討し、平成１６年度末を目途に指針案を示したいと考えています。

○ **行政の食品安全対応について**

食品の表示については、食中毒と同様に人の健康や生死に直結する。薬事法や健康増進法に抵触するようなものもあるが、微生物や農薬の検査のように表示内容をチェックするシステム（指定表示検査所）を作ってほしい。

（兵庫県 男性）

【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、都道府県等の保健所に配置された食品衛生監視員が、一斉取締や通常時の監視の一環として食品表示に関する監視を実施するほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品の表示など事案に応じた監視指導の強化を実施しているところです。

食品の表示についてご懸念の点がありましたら、お近くの保健所にご相談ください。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ **ワインの原材料原産地表示について**

最近様々な国産ワインが製造・販売されていますが、国産ワインとして販売されているものでも原材料の果汁は輸入しているものがあると聞きました。ワインにも原材料の原産地表示をするべきではないでしょうか。

（東京都 女性）

12. 容器・包装関係

○ 行政の食品安全対応について

ケミカル再生PETの安全性の確認がなされていたが、同様にリサイクルが進んでいるポリスチレン樹脂を再生して製造された容器は何をもって安全といえるのでしょうか。

(兵庫県 男性)

【厚生労働省からのコメント】

食品用の容器包装については、公衆衛生の見地から、食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、この規格基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されております。

リサイクルにより再商品化された容器についても、食品用に用いる場合は個々の樹脂ごとにこの規格基準に合致するものでなければなりません。

なお、今回の再生PETについては、清涼飲料水の容器等への使用が予定されているため、改めてリスク評価を食品安全委員会にお願いしましたが、ご指摘のポリスチレン樹脂については現行の規格基準によりその安全は確保されていると考えております。

○ 食品用容器・包装の安全基準

全てのプラスチックあるいはビニール製包剤につき、食品衛生法の基準に合致することを義務付けるか、あるいは合致しているものとそうでないものが容易に見分けられるような方策をとって頂けるとありがたい。

(千葉県 女性)

○ 乳酸菌飲料容器の安全性について

食の安全に関する本で、発ガン物質が溶出する容器を使用していると指摘されたことについて、その企業は見解の相違と答えている。にもかかわらず、本体の材質を容器に表示していない。同形を使用の他企業2社は表示している。納得できない。

(東京都 女性)

○ 食の不安をあおる本について

食の不安をあおる本で危険と名指しされた包材製造者に2回問い合わせしたにもかかわらず、納得できず利用を中止。もっと多面的に調べてみてその指摘にかなり疑問を感じた。多面的見方の大切さを痛感。また、包材の材質表示を明白に。

(東京都 女性)

【厚生労働省からのコメント】

食品用の容器包装については、公衆衛生の見地から、食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、この規格基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されております。

なお、プラスチック製容器包装(飲料、酒類、しょうゆ用のPETボトルを除く)については、資源有効利用促進法により、「再生資源として利用することを目的として分別回収をするための表示」を行うことが定められていますが、さらに材質表示(「プラ」マークの下に小さく表記されている記号)を表記すること

については、事業者の自主的取組としているものと承知しております。

13. トレーサビリティ関係

○ トレーサビリティシステムについて

生産者側へのけん制のためにも、消費者の知る権利のためにも、一つでも多くの食材にトレーサビリティシステムの導入を望む。

(長野県 女性)

○ 食品製造の中小企業のトレーサビリティについて

中小企業の製品についてのトレーサビリティの確立に当たり、購入する主原料の履歴が不明確な場合が多い。「食品の安全」のために、これらの解決及び中小企業の製品履歴管理に関してＩＣタグの利用研究・導入指導を行政が実施して頂きたい。

(千葉県 男性)

○ 野菜トレーサビリティについて

ある生協から購入した野菜に同封されているレシート大の紙は小さいながら栽培責任者、化学合成農薬の使用状況等の情報がつまっています。もっと一般の商品にもこのような説明があるといいと思います。

(愛知県 女性)

○ 鶏卵にもトレーサビリティを

鳥インフルエンザによる不安を払底するひとつの手立てとして、鶏卵にもトレーサビリティシステムの導入を期待します。

(北海道 女性)

【厚生労働省からのコメント】

平成15年5月の食品衛生法改正により、食品等事業者の責務として、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において仕入元の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならないとの規定が設けられました。本責務は、食品供給行程(フードチェーン)を構成する食品等事業者それぞれが記録を作成・保存することにより、食品等事業者全体として食品衛生上の危害の発生防止を図るシステムを構築することを目指すものです。

具体的には、この記録の作成・保存を適正に実施することにより、違反食品等の発見時や食中毒の発生時における問題食品の早期の特定、排除及び食品等事業者と問題食品との関係の明確化が早期にできることから、問題食品の流通や食中毒の拡大の防止を迅速、効果的かつ円滑に実施し、かつ食品の回収等の範囲を限定されたものにするなどその影響を最小限にとどめることが可能になると考えています。

【農林水産省からのコメント】

トレーサビリティシステムについては、万が一、食品事故が発生した場合に、その原因の究明を容易にするとともに、消費者が求めている情報や生産者が伝えたい情報を伝達することにより、生産者と消費者との間の「顔が見える関係づくり」にも資する重要な取組です。

トレーサビリティシステムの導入に当たっては、牛肉については生産から流通・消費の各段階で個体情報を正確に伝達するための「牛の個体識別のための情

報管理及び伝達に関する特別措置法（牛肉トレーサビリティ法）」を確実に実施することとしています。

牛肉以外の食品全般については、食品の種類ごとにその食品特性や流通の実態に対応したモデル的なシステムや、中小企業等が導入しやすい低コストのシステム等の開発を行うとともに、情報関連機器の整備等により生産者・製造業者及び流通業者の自主的なシステム導入を推進しているところです。

鶏卵については、平成15年度トレーサビリティ開発事業において、賞味期限のほか採卵日、生産農場名、パッケージセンターの会社名等の情報を鶏卵一つ一つに直接印字するシステムを開発したところであり、今後、その普及を図ることとしております。

以上のように、トレーサビリティシステムの実施・導入について引き続き支援していきたいと考えております。

14. その他

○ モニターや民間団体関係者の活用

モニターや民間団体関係者に教育・育成を施し、在住地域で消費者の集いなどがあれば、消費者とひざを交えながら対面の食教育を行い、人づくりで情報の氾濫から情報難民になっている消費者に対しての交通整理をし、国や行政の食品衛生担当者が一身に担う仕組みづくりではなく、それぞれの立場で少しずつ分担しながら普及していくような仕組みづくりを切望します。

（東京都 女性）

○ 食の安全と食育について

食品の安全に関して興味を多くの人に持ってもらうためにも、小中学生の学習の中に、「食」をテーマにした学習を取りあげてほしい。また、食品安全委員会のメンバーを少し増やして、もっと多くの人に知ってもらいたい。

（山形県 女性）

○ 今、私に出来る食の安全の活動報告について

子育て中のお母さんたちには育児の情報は多くても、食育や安全性についての情報は足りなかったように思います。それが充実することによって子どもとの時間が増え、国内産のものを使うきっかけにもなれば、食育にもつながると思います。

（愛知県 女性）

○ 近頃の健康補助食品ブームについて

忙しい人のために健康補助食品や、栄養不足解消のためのサプリメントが多く出ていますが、イメージCMによって子どもの中の食事意識が薄れる恐れもあると思います。きちんと伝えるということをお願いしたいと思います。

（愛知県 女性）

○ 日本の食文化を見直そう

食の国際化が進み、国民の食事内容は栄養面、料理面ともに向上した。しかし、これまで以上に健康上注意が必要になった。食の安全面から郷土料理、精進料理等日本の食文化を見直す必要性を痛感している。

（兵庫県 女性）

○ 食育について

食育という言葉が多く聞かれるようになり素晴らしい事だと思います。その中にできるならば添加物、化学調味料の事も含めてもらい、今後なんらかの知識として残り、困る人が少しでも減る事を望みます。

（愛知県 女性）

○ 高校生・大学生の「食」について

近頃、「食育」の重要性が全国的に浸透していますが、これは主に中学校までで、高校生・大学生の栄養教育は重要視されていないように感じます。高校生・大学生にも、もっと食を考える機会を作るべきではないでしょうか。

（東京都 女性）

【厚生労働省からのコメント】

食の安全の観点からコメントをさせていただきます。

食育には、伝統的な食文化など様々な観点からの取組がありますが、食品の安全性に関する知識と理解を深める取組も重要な取組の一つであると考えています。

消費者、事業者等との意見交換会などリスクコミュニケーションに関する取組の中で、安全性に関する知識の普及等に努めていきます。

【農林水産省からのコメント】

心身の健康に重要な食生活の大事さを教える「食育」を積極的に推進していくことは、健全な心と身体を培うとともに、豊かな人間性をはぐくむ上でも極めて重要です。このため、農林水産省では関係府省等とも連携しつつ、引き続き食育に取り組むこととしております。

具体的には、全国段階において、食育の推進母体としての「食を考える国民会議」の充実・強化、毎年1月の「食を考える月間」を中心とした「食を考える国民フォーラム」等様々な催しの集中的な開催等を推進するとともに、地域段階においては、食に関する各分野について知見を有する食育推進ボランティアによる草の根的な啓発活動の支援、学校給食や総合的な学習の時間を活用して、地域食材や食文化等に関心を持たせるための取組、地域食材を通じて消費者と生産者との情報交流を促す地産地消の推進等を進めています。

このような取組を通じて、平成12年3月に文部省、厚生省、農林水産省（名称は当時）で策定した「食生活指針」を中心とした食生活の見直しや、食の安全・安心などについての普及・定着を図り、国民一人一人が食について考え、判断する能力を養うための食育の取組を進めていきたいと考えています。

○ 農産直売所の「ハックルベリー」

長野市の農産物直売所などで「ハックルベリー」として販売されていた果実やジャム類が、種類の全く異なる植物の「ガーデンハックルベリー」で、毒性を持つ可能性があるという専門家もいると新聞に掲載されていた。食品が多様化する中、珍しい食品はより一層慎重に扱う必要があると思われる。また、販売できる農産物直売所でも安全な食品を売る責務を再認識するべきである。

（長野県 女性）

【食品安全委員会からのコメント】

「ガーデンハックルベリー」（学名：Solanum nigrum var. quineense）は、ナス科の植物（東洋のイヌホウズキに近い植物）で、ツツジ科の「ハックルベリー」とは異なります。

専門家からの情報提供と参考文献によると、ガーデンハックルベリーは、米国ではかなり一般的に家庭で栽培され、その実をジャムにしたり、パイに入れたりして賞味しているようですが、未熟果には毒性のあるソラニン類が含まれるとの報告がなされています（ ）。現在までにヒトに対しての危害に関する報告は確認されていませんが、専門家からは、熟していない果実を大量に摂取しないよう注意が必要であるとの意見をいただいています。

食品安全委員会としては、引き続き情報収集や、専門家からの意見聴取を行う

とともに、これらの情報等をリスク管理機関に提供し、連携を図りながら、適切に対処してまいります。

()

FAO ホームページ : <http://www.fao.org/docrep/x2230e/x2230e13.htm>

ミネソタ大学ホームページ :

<http://www.extension.umn.edu/yardandgarden/ygbriefs/h201huckleberry.html>

フロリダ大学ホームページ : http://edis.ifas.ufl.edu/BODY_MV080

○ **コイヘルペス新診断法について**

宮崎大学農学部の研究グループが昨秋、コイヘルペス病に感染したコイを検出するための新しい診断法を開発した。本診断法を利用し、官民あげて被害拡大防止のために初期防疫体制と早期発見体制の確立を図っていただきたい。

(宮崎県 男性)

【農林水産省からのコメント】

コイヘルペスウイルス病は、世界的にも近年明らかになった魚病であり、現在、農林水産省消費・安全局に設けたコイヘルペス病に関する技術検討会の意見を踏まえながら、まん延防止等の措置を講じているところです。

コイヘルペスウイルス病の診断には、現在、世界的にも用いられているPCR法を、我が国においても用いています。宮崎大学で検討した診断法については、まだ検討すべき点が残されており、今後さらに検討することとしています。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ **食の安全に関するＴＶを見て国に望むこと**

ＴＶで食に関する討論番組をみた。国として早急に取り組んでほしいと思うことを２点申し上げます。 トレーサビリティの徹底強化 食育に関する事項の制度化
(長野県 女性)

○ **ドクダミの注意点**

肝臓病の患者さんでなかなか肝機能が良くならない症例をよくよく聞いてみると、ドクダミ茶を習慣的に飲用している例が多いという。どの程度の飲用にリスクが伴うのかを、一般の消費者にも広く知らせていただきたい。

(岡山県 女性)

○ **行政の食品安全対応について**

今回の鳥インフルエンザで、メーカーの対応が悪かった等の理由で、多くの販売店が鶏卵等の自主回収を行ったが、食べても問題ないものを多量に破棄することは納得いかない。安全性に問題がないのであれば、法違反に対する対応は自主回収による食品の処分(廃棄)でなく、回収に掛かる費用を国に納めさせて、食の安全の研究に回すなど、今後の安全確保につながる対応を期待する。

(兵庫県 男性)

○ **食品の検査体制について**

わが国では分析業務が軽んじられ、技術の継承がうまく行われていない。この問題を解消するための努力はされているが、育成には時間がかかるので、知識や経験豊富なＯＢの力をかりれば、良い方向に進めると思う。

(東京都 女性)

○ **しいたけの規格から**

１２月分のモニターからの「中国産乾しいたけ」についての報告を拝見しました。輸入品と国内産の判断基準として、できるだけ「消費者あるいは消費者に近い人が見分けられる」規格、「自分自身で確認できる」ものを増やしてほしいと考えます。

(大阪府 女性)

○ **農業の政策について**

米価下落の際、大規模農家を念頭に置いた政策ではなく、安全でおいしいお米を丹精込めて作る小規模な農家が、意欲を失わないような農家の実態を考慮した政策を考えてほしい。

(新潟県 女性)

○ **品質保持効果のある野菜の透明包装材について**

透明な包装材にくるまれた野菜は、冷蔵庫で１週間以上経過しても、購入時に近い状態で保たれている。味、成分変化等、気になる。春野菜が旬を迎え、野菜本来の味を楽しめる。技術の進歩はすばらしいが、旬の味も大切に。

(大阪府 女性)

○ **情報公開の基準**

市販されている食品の情報公開は進んでいるが、まちまちの内容で消費者にとってはとまどうことが多い。情報公開のあり方、内容等の基準を設定すべきだ。

(千葉県 男性)

○ **人畜(獣)共通感染症を担当する独立した行政機関の設置**

人畜共通感染症を担当する独立機関を設置して行政の一元化を図り、野鳥及び野生動物の病原体の保有状況を調査し、人及び家畜さらに野生生物間の感染予防対策に資することを提案する。

(埼玉県 男性)

○ **家畜の出荷前の管理体制について**

養鶏場、養豚場などの生産者から出荷する際の管理体制に不満があるように思える。養鶏に関しては、インフルエンザ問題でずいぶん改善されたと思うが、他の家畜についても管理体制を整備してもらいたいです。

(広島県 女性)

○ **偽装表示と風評被害の因果関係について**

生産、製造販売者のモラルの低下が偽装表示のくりかえしを生み、一般消費者の食の安全に対する勉強不足が、感染病発生のたびに風評被害を大きくして社会の混乱を招いている。

(福岡県 男性)

○ **カモ肉偽装表示疑惑の実態解明進まず**

宮城県河北町のカモ肉取引業者が宮城県産のフランスガモに輸入肉を混入したとされる偽装疑惑に対して、立ち入り検査が行われたが、それから1ヶ月経過しても実態が解明されていない。業者のモラル欠如が問われる。

(宮城県 男性)

< 情報提供 >

○ ある食品衛生講演会に参加して

食品衛生講演会等に参加した。内容的に学べる部分は多かったが、反面、講師がその法を否定するような発言や、主催者側との方向性の違いなどがあり、国民とのリスクコミュニケーションが機能していないように感じた。

(沖縄県 女性)

○ 学校給食センターより保護者への給食新聞号外について

学校給食で使っている牛肉について、学校給食センターより、「東海市の学校給食ではBSE感染牛が問題となる以前から飼料の管理が十分行き届いていて安全なオーストラリア産の牛肉を使用している」という号外が配布されました。このようなものが提供されると安心感が得られるのは確かです。

(愛知県 女性)

○ 生協における鳥インフルエンザの対応情報

1月12日山口県での鳥インフルエンザの発生に関し、生協は対応情報を私たちに伝えてくれました。こういうことが起きたときに信用できる情報を流してくれる生産者とのコミュニケーションの大切さを痛感いたします。

(神奈川県 女性)

○ 集団給食施設における危機管理マニュアル作成について

村山大和保健所地区集団給食施設協議会は集団食中毒の発生を防ぐための基本的危機管理マニュアルを作成し、個々の施設は既存のマニュアルを見直し、それぞれの実情に応じた専用マニュアル作成を実施中である。

(京都府 女性)

○ 地産地消で学校給食

長野県は昨年県内の学校で「地域食材の日」を設け、7月より9月10月の各月1回地元の食材をおおむね100%使用した学校給食を実施。魚については、県特産の虹鱒、わかさぎ等を使い調理した。最大の成果は、子どもたちの反響が大きかったことで、来年度も実施したいとのこと。

(長野県 女性)

○ 保健所から発信される食品保健情報について

多摩立川保健所では主に管内食品関連事業者を対象に食品保健情報として随時食品衛生情報を発信していて、本年1月発行分は「ウイルス性食中毒」について事例を挙げてわかり易く解説されている。

(東京都 女性)

○ 事故を起こさない集団給食施設のあり方について

病院や特別養護老人ホームなどで時によりノロウイルスによる集団食中毒の発生が報じられることがあるが、そのような事故防止に努め全職員が連携して成果をあげている特別養護老人ホームもある。

(東京都 女性)

○ **農業情報を確認できる「やまがたアグリネット」**

山形県と、県立農業大学校では、「やまがたアグリネット」を活用して最新の登録農薬情報などをパソコンや携帯電話で確認することができるようにした。

(山形県 女性)

○ **生マグロのオゾン殺菌施設を仙台中央卸売市場で導入**

仙台市中央卸売市場では、生マグロをより安全に提供するためオゾン殺菌による衛生管理システムを導入した。低温に加えてこのような殺菌施設ができたことは喜ばしいことであると思う。

(宮城県 男性)